

令和7年度教育職員免許法の特例にもとづく「介護等体験」 社会福祉施設等受入調整事業実施要項

社会福祉法人徳島県社会福祉協議会

1 趣 旨

小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例に関する法律（以下「教育免許特例法」という。）により、「義務教育に従事する教員が個人の尊厳及び社会連帯の理念に関する認識を深め、教員としての資質向上を図り、義務教育の一層の充実を期する」観点から、小学校及び中学校教諭の普通免許状の取得をしようとする者に、社会福祉施設等での介護体験の円滑な推進を図るものである。

2 実施主体

社会福祉法人徳島県社会福祉協議会

3 対象者

徳島県内に所在する大学等に在籍する学生若しくは、徳島県内に自宅、または帰省先を持つ学生で、小学校及び中学校教諭の普通免許状を取得しようとする者。

4 体験実施期間

原則として、月～金曜日の連続した5日間とし、1日あたり概ね5～6時間とするが、受入施設の状況に応じて設定する。

5 「介護等体験」の内容等

(1) 「介護等体験」の内容

教育免許特例法第2条第1項において「障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験」と規定されており、利用者との交流の中で施設の概要を広く学べる体験であればよい。（参考：別紙「介護等体験」の内容について（例示）のとおり）

(2) 「介護等体験」の実施施設

- ①保育所等を除く社会福祉施設
- ②その他の施設（老人保健施設等）

6 徳島県社会福祉協議会の主な役割

(1) 大学等からの申込書の受付

(2) 施設等からの「年間受入計画書」の受付

(3) 調整、通知事務

大学等の「申込書」と施設等の「年間受入計画書」をもとに調整を行い、その結果を、大学等と受入施設等に通知する。

(4) 基本台帳の作成・保管

大学等からの申し込みのあった学生については、一覧表を作成し、一定期間（5年間）保管する。

7 施設等の主な役割

- (1) 「年間受入計画書」の作成
施設等は、徳島県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）からの依頼により、「年間受入計画書」を作成し、徳島県社協に送付する。
- (2) 「証明書」の発行
「介護等体験」を受け入れた施設の長は、「介護等体験」を終了したことを証明するため、別紙「証明書」に体験期間等を記入した上で、学生にこれを発行する。
- (3) 「介護等体験終了報告書」の提出
「介護等体験」を受け入れた施設の長は、介護等体験を終了したことを証明するため、別紙「介護等体験終了報告書」に体験期間等を記入した上で、徳島県社協にこれを提出する。

8 大学等の主な役割

- (1) 学生からの「申込書」の受付
大学等は、学内の学生から「介護等体験」を受けたい旨の希望を聴取し、希望する学生については、本人から「申込書」の提出を求める。
- (2) 申込書の取りまとめ・送付
大学等は、学内の学生から「介護等体験」を希望する学生からの申込書を取りまとめ、申込締切日までに、徳島県社協に一括して送付する。
- (3) 学生に対するオリエンテーション等での指導
大学等は、徳島県社協からの調整結果を受け、当該学生にオリエンテーション等を通じ、「介護等体験」を実施するための指導と援助を行う。特に、申込書に記載された希望どおりとならない場合が予想されるため、予め学生にはその旨を理解できるよう、十分に説明を行う。

9 「介護等体験」に伴う事故等への対応

- (1) 保険への加入
「介護等体験」に伴い想定される事故等に対応した保険については、派遣する大学等で対応する。
- (2) 健康管理等
学生は、社会福祉施設等での「介護等体験」申し込みにあたっては、利用者等の健康管理のため、健康診断書（当該年度）コピー、および細菌検査結果を「介護等体験」を社会福祉施設等で行う前の事前打ち合わせの時に、施設へ提出するものとする。
また、上記以外の必要書類の提出を求められた場合、これに従うこととする。
- (3) 県社協への報告
「介護等体験」の期間中に事故が発生した場合は、速やかに徳島県社協に報告する。

10 「介護等体験」の費用

- (1) 「介護等体験」の費用については、予め大学等において学生から徴収し、申込時に大学等から県社協の指定する銀行口座に、学生一人につき1日2,100円を一括して払い込むこととする。

なお、原則として「介護等体験受入決定通知書」受理後の辞退、取り消しによる体験費用の返還は行わないものとする。

〈体験費用振込口座〉

■ 名義 社会福祉法人 徳島県社会福祉協議会
会長 折野 好信（おりの よしのぶ）

■ 口座 徳島大正銀行 本店 （店番 0 0 1）
普通預金 口座番号 3 4 5 7 5 0 6

- （２）社会福祉施設等への体験費用については「介護等体験」終了の報告があった後、県社協から払い込むものとする。
- （３）特別の事情により、実施予定日に体験できなかった場合の費用については、別の体験日を調整して充当するものとする。ただし、体験中に学生の取り組み姿勢や内容に著しい問題があると施設長が判断した場合は、学校と協議し体験を中止する。なお、その場合は体験を行った日数分のみを当該社会福祉施設等が指定する銀行口座に払い込むものとする。
- （４）学生が「介護等体験」時に社会福祉施設等でとる昼食等は、学生による実費負担とし、当該施設等が直接本人から徴収する。

1 1 個人情報取り扱いについて

本事業における個人情報は、本事業の運営のみに利用することし「社会福祉法人徳島県社会福祉協議会 個人情報保護規程」に基づき適正に管理する。

1 2 関係法令等

- （１）「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」等の施行について（厚生省社会・援護局長通知 平成 9 年 12 月 18 日）
- （２）「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」（平成 9 年法律第 90 号 平成 9 年 6 月 18 日）
- （３）「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則」（平成 9 年文部省令 40 号 平成 9 年 11 月 26 日）
- （４）「文部省告示第 187 号」（平成 9 年 11 月 26 日）
- （５）「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律等の施行について」（文部省事務次官通達 平成 9 年 11 月 26 日）
- （６）「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律の施行について（依頼）」（文部省教育助成局教職員課長通知 平成 9 年 12 月 3 日）

附 則

平成 1 0 年 4 月 1 日 施行

平成 1 8 年 1 1 月 2 日 一部改正 平成 1 9 年 4 月 1 日 施行

平成 1 9 年 9 月 1 8 日 一部改正 平成 2 0 年 4 月 1 日 施行